

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例
の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、教育委員会教育長の給料の額を次のとおり引き上げる。

(1) 給料の額 (月額)

	現 行	改 正 案
教 育 長	843,000円	848,000円

2 施行期日

平成28年1月1日

参考

教育委員会教育長の期末手当については、墨田区長等の給料等に関する条例の例により支給されることとされているため、次のとおり引上げが行われる。

1 期末手当の支給月数

	現 行	平成27年度(案)	平成28年度以後(案)
年間支給月数	3.36	3.44(+0.08)	3.44(+0.08)
6月	1.555	1.555(- - -)	1.595(+0.04)
12月	1.555	1.555(- - -)	1.595(+0.04)
3月	0.250	0.330(+0.08)	0.250(- - -)

2 施行期日

(1) 平成28年3月に支給する期末手当に係る改正 平成28年1月1日

(2) 平成28年度以後に支給する期末手当に係る改正 平成28年4月1日